

四日市市上下水道局告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者の指定について、次のとおり水道料金及び下水道使用料の指定代理納付者を指定したので、四日市市水道事業会計規程（平成 5 年四日市市水道局管理規程第 4 号）第 8 条の 2 の規定及び、四日市市下水道事業会計規程（平成 17 年四日市市上下水道局管理規程第 4 号）第 6 条の 2 の規定に基づき、告示する。

平成 27 年 3 月 2 日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

(1) 指定代理納付者の指定を受けた者

名 称 ヤフー株式会社

所在地 東京都港区赤坂 9 丁目 7 番 1 号 ミッドタウンタワー

(2) 指定代理納付者に納付させる歳入の種類

水道料金及び下水道使用料

(3) 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(4) 指定代理納付者が納付の対象とするもの

次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

1 V I S A

2 M a s t e r C a r d

3 J C B

4 A M E R I C A N E X P R E S S

5 D i n e r s C l u b

(上下水道局管理部お客様センター)